

いじめ防止基本方針 生駒市立光明中学校

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
(平成25年 いじめ防止対策推進法)

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識にたち、全校の生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない心や態度の育成に努める。
- ② 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、学校内だけでなく関係機関や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

教育活動全体を通して「命の大切さ」や「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒がもつように指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを教える。

(1) いじめを許さない、見過ごさない心や態度の育成に努める。

- ①「命の大切さを考える月間」の設定と効果的運用
毎年6月を「命の大切さを考える月間」として、「命」について考えさせる。外部から講師を召集するなど、本物に触れる経験から「知識」から「行動」に移行できる生徒を育てる。
- ②「特別の教科 道徳」の時間の展開の工夫と継続的、発展的計画の推進
各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、3 年間の継続的発展的な計画に基づき、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養う。
- ③ 読書活動の推進
読書活動の推進により、子どもたちに「考える力」、「感じる力」、「想像する力」、「表す力」等、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできない力を獲得させる。
- ④ 生徒会活動の活性化
生徒会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して「いじめ問題」等を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。
- ⑤ 部活動の教育的意義の再確認と充実
部活動を通して、集団の一員としての自覚ある行動と集団の規律を守る態度及び自らの可能性を最大

限に生かす意欲、他者に対する思いやりの心と仲間と協力することで得る喜びなどの社会性を身につけさせる。

(2)生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

① 一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・学校行事での異学年交流の充実
- ・生徒の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・生徒が主体的に取り組める学習活動の工夫

② 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

学級会活動等でソーシャルスキルトレーニング(構成的グループエンカウンター、アサーション等)を取り入れ、自己表現の方法を身につけ、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そんな中に認められる自分が存在するを感じさせる。

③ 安心して自分を表現できる年間カリキュラム(シラバス)の作成

年間カリキュラム(シラバス)における「基礎」と「応用」の項目及び内容を明確にし、個々の生徒の力に応じた発問や指導方法を工夫し、「認めること」により自信を持たせる。

④ 人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や生徒会活動、総合的な学習の時間における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

⑤ 自己有用感をすべての生徒に持たせるため、「ほめて育てる」実践を全教師で行う。また、家庭や地域にも積極的に「ほめる」ことの教育的意義と効用性を発信し、協力を得る。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1)いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

ア「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。

イ「いつもと違う様子」の生徒がいる場合には学年集団や生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該生徒を見守る。

ウ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い生徒に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、当該生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

エ「学校生活に関するアンケート」を年2回行い、生徒の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。

(2)いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

ア いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

ウ 傍観者の立場にいる生徒たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。

エ 学校内だけでなく関係機関や専門家と協力をして解決にあたる。

オ いじめられている生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

(3)家庭や地域、関係機関と連携した取組

ア いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

イ「いのちの電話」「あすなろダイヤル」等のいじめ問題などの相談窓口について積極的に広報する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1)学校内の組織

①「生徒指導委員会」及び「教育相談部会」

それぞれ、週1回、問題傾向を有する生徒について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

②「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、教育相談担当、人権教育担当、養護教諭、関係教諭、スクールカウンセラーによるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

(2)家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに生徒指導主事に報告する。また、状況によっては緊急生徒指導委員会を開催し迅速な対応を行う。生徒指導主事は、校長に報告し、校長の指示により迅速に支援体制をつくり、対処する。校長は、市教育委員会等に連絡し、関係機関との連携を進める。